

中小企業・小規模事業者の皆様へ

相談無料 | 秘密厳守

事業環境変化対応型支援事業

個別相談会



新型コロナウイルス感染症の影響や最低賃金引上げ、デジタル化、インボイス制度導入、エネルギーその他の物価高騰等の対応といった事業環境変化による影響を受ける中小・小規模事業者を対象に、当所では相談員を配置し、下記の中小企業支援施策を始めとする様々な施策に関する相談に対応するための個別相談会を実施いたします。**この機会に是非、ご相談ください。**

設備投資・販路開拓

- 生産性革命推進事業
(小規模事業者持続化補助金/ものづくり補助金/IT導入補助金)
- 中小企業等事業再構築促進事業 (事業再構築補助金)

最低賃金 引上げ

- 最低賃金引上げに向けた
中小企業・小規模事業者への支援事業
(業務改善助成金等)

インボイス制度

- 消費税制度の仕組み
- 適格請求等方式(インボイス)の仕組み
- 消費税軽減税率の概要

相談日 令和5年 **3月20日(月)** ~ 令和5年 **7月31日(月)**
毎週 月曜日 開催(平日のみ) ※個別相談会に参加できない方には、電話でのご相談も随時対応いたします。

相談時間 午後1時~午後4時 (お一人様 1回 55分以内、複数回利用可能)

お申込み **事前予約が必要です。**裏面申込書により**FAX**でお申し込み下さい。(先着順)

会場 太田商工会議所 2階 相談室(予定)

相談員 中小企業診断士、経営指導員

お問い合わせ先

太田商工会議所
TEL 0276-45-2121

▼ 裏面申込書により お申込みください ▼

お申し込みはFAXにて このまま送信してください



太田商工会議所

FAX: 0276-45-1088

個別相談会申込書

太枠の中を ご記入ください

注…ご記入いただいた内容は厳重に管理し、個別相談会参加者の把握以外に使用いたしません。

事業所名		相談者名	
所在地	〒	TEL番号	()
		FAX番号	()
業種		Email	
相談内容	下記項目に <input checked="" type="checkbox"/> を付けてください 【複数回答可】		
<input type="checkbox"/> 小規模事業者持続化補助金	<input type="checkbox"/> ものづくり補助金	相談希望日	月 日 (月曜日)
<input type="checkbox"/> IT導入補助金	<input type="checkbox"/> 事業再構築補助金	個別相談 希望時間	
<input type="checkbox"/> 最低賃金引上げによる各種支援事業		<input type="checkbox"/> 13:00 ~ 13:55	ご相談可能な時間帯を
<input type="checkbox"/> インボイス制度		<input type="checkbox"/> 14:00 ~ 14:55	全てチェック願います。
<input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 15:00 ~ 15:55	

補助金を 相談される方へ

相談は事業者本人への支援を目的としているため、代理人による相談はお断りしています。補助金申請には事業計画書の作成が必要です。そのため、自社の経営計画書がある方は相談日にお持ちください。また、作成されていない方についても将来の経営ビジョンなどを予め再確認して頂くと、個別相談会がより充実したものになります。

ご相談 方法

1

お申し込み

申込書に必要事項を記入して
FAXでお申し込み下さい。

2

相談日時の決定

相談日時が決まりましたら、担当よりメール
又は電話、FAXにてご連絡します。

3

相談の実施

開始時間の5分前までに太田商
工会議所2Fまでお越し下さい。

生産性革命 推進事業

最低賃金引上げ

インボイス制度

内容

コロナの影響の長期化への対応や賃上げ原資の確保等のため、事業者を支援する事業です。生産性革命推進事業には「ものづくり補助金」「持続化補助金」「IT導入補助金」の3つの補助事業があります。本事業では、生産性革命補助金を通じ、設備投資・販路開拓・IT導入を促進するための一部の費用を補助します。

最低賃金引上げによる支援事業の一つに業務改善助成金があります。業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)の引上げを図るための制度です。生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。適格請求書(インボイス)を発行できるのは、「適格請求書発行事業者」に限られ、この「適格請求書発行事業者」になるためには、登録申請書を提出し、登録を受ける必要があります。また、登録を受けるには課税事業者である必要があります。

施策名